

次期保安対策指針（行動計画）の策定に向けた今後の進め方について（案）

平成30年3月16日

経済産業省産業保安グループ

ガス安全室

1. これまでの経緯

「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」（以下「保安対策指針」という。）は、LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、前年度に発生したLPガス事故の実態、立入検査の結果等を踏まえ、LPガス販売事業者及び保安機関が当該年度に重点的に講ずべき保安対策等の具体策を提示するものであり、昭和63年から毎年度、改訂を加えながら策定している。

特に、平成27年度の保安対策指針からは、「2020年時点で死亡者ゼロ、負傷者25人未満」の目標を設定し、現在に至っている。

2. 次期保安対策指針（行動計画）の基本的な考え方（案）

(1) 目標年次

- LPガス業界を取り巻く社会情勢の変容や関連技術の進捗、それらに応じたリスクの変化をマクロに捉え、対策全体として評価する上での目標期間としては、10年間の期間が適切と考えられる。（目標期間：2021年度～2030年度）
- 他方、目標期間内における対策の進捗状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応につなげるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する。（2026年に実施）

(2) 目標及び指標の設定

- 人的被害に着目した現目標（死亡事故ゼロ、負傷者数25人未満）は、保安上目指すべき最も重要な目標であることから、方針として引き継ぐものとする。（人数は今後検討）
- 現行の保安対策指針においては、毎年度のフォローアップとして一般消費者等起因事故、販売所業者等起因事故等の件数分析は行っているものの、各要因に対応する指標はないため、一般消費者等起因事故、販売事業者等起因事故、供給設備事故、消費設備事故ごとに数値目標を設定するなど、新たな指標の設定を検討するものとする。

(3) 実行計画（アクションプラン）の設定

- 現行の保安対策等の実行計画（アクションプラン）の設定に当たっては、現指針の取組状況や、事故分析に基づく保安対策等を評価し、引き続き必要となる要素とともに、これまでのLPガス販売事業者及び保安機関による取組のほか、国、自治体、関係事業者、需要家等ステークホルダーの役割を明確にするとともに、IoT/AIといった新技術の活用状況、保安のスマート化、保安人材の確保、国際

化の進展、などの環境変化も踏まえた新たな要素を抽出した上で、各主体に期待すべき活動をアクションプランとして構築することとする。

- その上で、各要因における指標を効率的に達成するため、事故分析の一層の精緻化を進め、アクションプラン上の個別活動として取り組むべき活動内容について重要度の明確化を図り、重点的な取組を促す仕組みとする。

(参考：保安対策及び重点事故防止対策の検討における新たな要素（事例）)

- ・ スマート化の進捗（スマートメータ、集中監視システムの導入状況、法令手続における電子申請システム（以下「産業保安システム」という。）の利用等）
 - ・ IoT、AI 技術の導入状況（産業保安システム内に蓄積されたデータ等の利活用した保安対策の高度化等）
 - ・ 保安レベルの見える化
- ※上記はイメージであり、具体的な項目、内容については今後検討。

3. 今後のスケジュール（案）

<2018 年度末の液化石油ガス小委まで>

今後の事故分析、アクションプランの設定のあり方とともに、次期計画の構成、概略について、骨子（案）を提示、ご審議。

<2019 年度末の液化石油ガス小委まで>

アクションプランの具体的内容を選定した上で、計画のドラフト案を提示、ご審議。（以上の間、必要に応じ WG 等の有識者、関係者間で検討）

<2020 年度末の液化石油ガス小委まで>

2020 年度の取組状況を最終的に評価、反映した上で、最終的な計画（案）を提示、決定。

<2021 年 4 月～>

次期計画の実施。